

感染症発生時における看護職員派遣について

1 どのような制度ですか？

県内の介護施設等(下記の対象施設)で新型コロナウイルス感染症が発生し、看護職員が不足する場合に、県が山梨県看護協会(以下、看護協会)に委託し、当該施設に看護職員を派遣します。
※短期の派遣になります。状況によっては派遣ができない場合もあります。

2 派遣の対象となる施設は？

- ①介護保険法で規定する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、地域密着型介護老人福祉施設
- ②老人福祉法で規定する養護老人ホーム、軽費老人ホーム
- ③介護保険法で規定する短期入所生活介護事業所

3 費用はかかりますか？

無料です(派遣に要する費用は県が負担します)。

4 どんな業務をお願いできますか？

基本的には、看護職員不足により中断することのできない入所者の健康観察、医療的な処置です。
その他必要な業務については、要相談とします。
施設により必要な業務・医療行為が異なるため、職員派遣の申込み時に詳しい聞き取りをします。

5 派遣までの流れは？

①② 自法人での対応

施設の看護職員または入所者が感染し、看護職員が不足すると見込まれるときには、配置換えや勤務調整、ハローワーク・ナースバンク等への求人募集等の措置を講じ、可能な限り看護職員の不足に対応するよう努める。

③ 施設から県への派遣申込み

上記の措置を講じても看護職員が不足するときには、県に看護職員の派遣を申し込む。

④ 県から看護協会への派遣依頼

県は施設から看護職員の派遣の申込みを受け、看護協会に看護職員の派遣を依頼する。

⑤⑥ 看護協会による派遣検討

県からの派遣依頼を受け、看護協会は協会の運営する訪問看護事業所の看護職員の派遣を検討し、派遣の承諾の可否を県に通知する。

⑦ 派遣の決定

県は派遣の承諾があった際には、施設と看護協会に派遣が決定した旨の通知をする。

※派遣ができない場合も施設へ派遣できない旨の通知をします。

⑧ 看護職員の派遣

看護協会は、県からの派遣決定の通知を受け、施設に看護職員を派遣する。

施設は、看護職員の受け入れを行う。

6 どこに申し込みばよいでですか？

山梨県健康長寿推進課 介護サービス振興担当 電話 055-223-1455(平日 8:30~17:15)

参考

■看護職員派遣のフロー図

